（低未利用土地権利設定等促進計画についての要請）

第五十五条の六　法第百九条の七の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一　要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面

二　法第百九条の七の協定の写し

三　法第百九条の六第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

（低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告）

第五十五条の七　法第百九条の八の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定申請書

（第一面）

都市再生特別措置法第19条の19第１項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第二（第一条の十九第二項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定通知書

（略）

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、都市再生特別措置法第19条の19第１項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

（略）

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定しない旨の通知書

（略）

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第19条の19第１項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内に　　に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に　　を被告として（訴訟においてを代表する者は　　となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

（新設）

（新設）

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定申請書

（第一面）

都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第二（第一条の十九第二項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定通知書

（略）

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

（略）

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定しない旨の通知書

（略）

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内に　　に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に　　を被告として（訴訟においてを代表する者は　　となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）